

飯塚市地域公共交通協議会規約

(目的)

第1条 飯塚市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、飯塚市生活交通に関する各種計画（以下「計画」という。）の作成に関する協議及び計画の実施に係る連絡調整、並びに地域住民の生活に必要な旅客運送の確保、その他旅客の利便増進を図り必要な事項の協議を行うために設置する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を福岡県飯塚市新立岩5番5号飯塚市役所内に置く。

(協議事項)

第3条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 飯塚市生活交通に関する各種計画の作成に関すること
- (2) 計画の実施に係る連絡調整に関すること
- (3) 計画に位置付けられた事業の実施に関すること
- (4) 地域の実情に応じた適切な旅客運送の態様、運賃、料金等に関すること
- (5) 旅客の利便増進に関すること
- (6) 生活交通のあり方一般に関すること
- (7) 前各号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと

(組織)

第4条 協議会は、委員30名以内をもって組織する。

2 協議会には、会長、副会長各々1名を置く。

(会長及び副会長)

第5条 会長及び副会長は、次条の規定に基づき、委員となるべき者の中から、これを互選する。

2 会長は協議会を代表し、その会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(協議会の委員)

第6条 協議会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 市長の指名する市職員
- (2) 関係する公共交通事業者等、道路管理者、その他計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者
- (3) 関係する公安委員会、学識経験者
- (4) 市民代表
- (5) 市長が特に必要と認める者

(任期)

第7条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の報酬)

第8条 委員には、別途定めるところにより、報酬を支払うことができる。

- 2 委員には、費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会議)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議の議決方法は、多数決とする。
- 3 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言を求めることができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第10条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(会議録)

第11条 会議の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。
 - (1) 開催日時及び開催場所
 - (2) 委員の現在数、当該会議に出席した委員数及び当該会議に出席した委員の氏名
 - (3) 議案
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 3 議事録は、当該会議に出席した委員のうちから、その会議において選任された議事録署名人2名が記名押印しなければならない。
- 4 議事録は、第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

(幹事会)

- 第12条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。
- 2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

- 第13条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。
- 2 分科会の組織、運営、その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

- 第14条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。
- 2 事務局は、飯塚市行政経営部総合政策課に置く。
 - 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めたものをもって充てる。
 - 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

- 第15条 協議会の運営に要する経費は、負担金及び補助金並びにその他の収入をもって充てる。

(監査)

- 第16条 協議会に監査委員を2名置く。
- 2 協議会の出納監査は、会長が別に定めた委嘱する監査委員によって行う。
 - 3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

- 第17条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

- 第18条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

- 第19条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成20年3月25日から施行する。

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

この規約は、平成27年7月1日から施行する。

この規約は、平成29年4月1日から施行する。